

浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の取消し等に関する基準

第1条 この基準は、浜松市水道事業指定給水装置工事事業者の処分に係る事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）第4条第3項の規定に基づく処分基準及びその他必要事項を定める。

第2条 管理者は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に、別表1に掲げる違反の事実がある場合、当該指定工事事業者に対し、同表に掲げる処分を行うものとする。

2 前項の処分のうち、指定の効力の停止の期間は、別表2により算定した違反点数に基づき、別表3のとおり決定するものとする。

3 事務処理要綱第4条第2項に基づく文書注意は、別表2により算定した違反点数が、別表3の指定の効力の停止の基準に満たない場合とする。

第3条 2以上の違反行為があった場合には、前条に規定する処分基準のうち、最も重いものを適用する。

第4条 第2条第2項に基づき指定の効力を停止した指定工事事業者が、管理者が当該処分を決定した日から起算して2年以内に、指定の効力の停止処分に相当する違反を繰り返した場合は、指定の取消し処分を行うことができるものとする。

第5条 第2条第3項に基づき文書注意をした場合の違反点数の有効期間は、管理者が違反点数を決定した日から起算して2年間とする。

第6条 指定の取消し処分を受けた者は、当該処分の開始の日から再指定されるまでの間、指定の効力の停止処分を受けた者は、当該処分の開始の日から終了の日までの間、新たな給水装置工事の施行をすることができない。ただし、処分の開始の前日までに施行の承認を受けた工事については、この限りではない。

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

2 「指定給水装置工事事業者の指定の停止処分等に関する基準」（平成16年12月1日施行）は、廃止する。

3 この基準は、この基準の施行の日以後に発生した違反の事実から適用し、同日前に発生した違反の事実については、なお従前の例による。

別表1 (第2条第1項関係)

処分内容

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	処分要件
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号	法第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき、	指定取消し	期間を定め、給水工事主任技術者の選任若しくは「休止届」又は「廃止届」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合。
		第1項第2号	施行規則第20条	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき、	指定取消し	期間を定め、欠けている機械器具を備えるか若しくは「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合。
		第1項第3号イ		3 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき、	指定取消し	期間を定め、「廃止届」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合。ただし、法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合で「変更届」を提出した場合は適用しない。
		第1項第3号ロ		4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき、	指定取消し	一律に指定取消し
		第1項第3号ハ		5 指定を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者であることが判明したとき、	指定取消し	一律に指定取消し
		第1項第3号ニ		6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、		
				特に悪質であると管理者が認める場合	指定取消し	一律に指定取消し
				斟酌すべき特段の事情があると管理者が認める場合	指定停止	
				文書注意に従わなかったとき	指定停止	
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11 第1項第2号	法第25条の4 第1項及び第2項	施行規則第21条 第1項及び第2項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき、	指定取消し又は指定停止	期間を定め、給水工事主任技術者の「選任届」又は「解任届」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合は指定取消し。
			第3項	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき、	指定取消し又は指定停止	期間を定め、給水工事主任技術者の兼任を解くよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合は指定取消し。
届出義務違反	法第25条の11 第1項第3号	法第25条の7	施行規則第34条	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき、	指定取消し	期間を定め、「変更届」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合又は虚偽の届出をした場合。
			施行規則第35条	2 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき、	指定取消し	期間を定め、「廃止届」「休止届」「再開届」の提出を指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合又は虚偽の届出をした場合。

事業の運営基準違反	法第25条の11 第1項第4号	法第25条の8	施行規則第36条 第1号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。
			第2号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定取消し又は指定停止	
			施行規則第36条 第3号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定取消し又は指定停止	
			第5号イ	4 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定取消し又は指定停止	
			第5号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定取消し又は指定停止	
			第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定取消し又は指定停止	
工事施行に関する義務違反	法第25条の11 第1項第5号	法第25条の9		1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定取消し又は指定停止	指導に従わない場合は指定取消し。
	第1項第6号	法第25条の10		2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定取消し又は指定停止	
	法第25条の11 第1項第7号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定取消し又は指定停止	
不正申請	法第25条の11 第1項第8号			1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し	一律に指定取消し

別表2 (第2条第2項関係)

違反点数

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	単位	最高処分数	
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号	法25条の3 第1項第3号二	6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 無断通水、メーターの不正使用をしたとき。	1回	16	
			道路等占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	1回	16	
			施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	1回	11	
			施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	1回	16	
			研修の機会を確保しなかったとき。	1回	7	
			文書注意に従わなかったとき	1回	11	
			その他の違反行為			
			ア 管理者の承認を受けずに工事を施行したとき。 イ その他不正又は不誠実な行為を行ったとき。	1回	16	
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第25条の11 第1項第2号	法第25条の4 第1項及び第2項	施行規則第21条 第1項及び第2項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	1回	7
			施行規則第21条 第3項	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	1回	11
事業の運営基準違反	法第25条の11 第1項第4号	法第25条の8	施行規則第36条 第1号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	1回	7
			第2号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	1回	16
			第3号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	1回	16
			第5号イ	4 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	1回	16
			第5号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	1回	11
			第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	1回	11
工事施行に関する義務違反	法第25条の11 第1項第5号	法第25条の9	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	1回	11	
	第1項第6号	法第25条の10	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	1回	11	
	第1項第7号		3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	1回	16	

別表3 (第2条第3項関係)

指定停止期間

違反点数	処分内容
6点以上8点未満の場合	1か月間の指定停止
8点以上10点未満の場合	2か月間の指定停止
10点以上12点未満の場合	3か月間の指定停止
12点以上14点未満の場合	4か月間の指定停止
14点以上16点未満の場合	5か月間の指定停止
16点以上の場合	6か月間の指定停止